

平成 24 年 4 月 26 日制定

本協会の会員は、測量設計業務の持つ使命と職責の重要性に鑑み、信義に基づいて職務の遂行に当たり、職業上の地位の向上及び社会的評価の向上に努めなければならない。

そのため、次の事項を遵守するものとする。

1 資質の向上と品位の保持

会員は、本協会及び会員の社会的地位の向上のため、資質の向上と品位の保持に努めなければならない。

2 技術者としての権威の保持

会員は、常に技術の向上に努め、発注者に対し、技術的信念の基に業務の遂行に当たらなければならない。

3 公正の維持

会員は、測量設計業務の公共性に鑑み、常に厳正中立の立場に立って業務を行い、公正を欠くことのないよう特段の注意を払わなければならない。

4 秘密の保持

会員は、発注者から受けた業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

5 不当競争の禁止

会員は、業務の受注に当たり、不当な競争をしてはならない。

6 相互協力

会員は、業務の遂行に当たり、必要のあるときは、会員相互の技術提携あるいは他の専門家の協力を求めるように努めなければならない。

7 法令等の遵守及び名誉保持の義務

会員は、法令、本協会の定款、規約、規程その他の定めを遵守し、直接・間接を問わず、自己又は他の会員若しくは本協会の名誉又は信用を傷付けるような行為をしてはならない。